

## 1 1 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例

〔汚染土壌の処分に係る届出〕(第49条)

<p>条例の趣旨</p>	<p>産業廃棄物等の適正な処理の促進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設の設置者等の講ずべき措置その他必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全し、もって美しい福島の環境を未来の世代へ継承する。</p>
<p>届出の必要な行為</p>	<p>汚染土壌を産業廃棄物処理施設等で処分する場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※ 汚染土壌とは？</p> <p>溶出又は含有するカドミウム等の物質の量が条例施行規則第49条に定める基準に適合しない土壌をいう。 (土壌汚染対策法に基づく要措置区域等内から搬出された汚染土壌を除く。)</p> </div>
<p>届出先</p>	<p>地方振興局長（県北、県中、県南、会津、南会津、相双）</p>
<p>処分基準</p>	<p>条例施行規則第51条に定める汚染土壌処分基準</p>
<p>担当機関</p>	<p>本庁 生活環境部 水・大気環境課 出先 地方振興局 県民環境部（県民）環境課</p>
<p>手続きフローチャート</p>	<pre> graph TD     A[産業廃棄物処分業者等] --- B[届出書]     B --&gt; C[知事]     </pre>
<p>備考</p>	<p>中核市（福島市、郡山市、いわき市）については「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」が適用されません。</p>